

第十回国会 法務委員会 議 録 第 十 二 号

昭和二十六年三月二十二日（木曜日）

午前十一時三十七分開議

出席委員

委員長 安部 俊吾君
理事 押谷 富三君 理事 田嶋 好文君
鍛冶 良作君 佐瀬 昌三君
高橋 英吉君 古島 義英君
牧野 寛策君 眞鍋 勝君
山口 好一君 大西 正男君
上村 進君 加藤 充君

出席國務大臣

法務総裁 大橋 武夫君

出席政府委員

検事（法務府法制局意見第四局長） 野木 新一君
検事（法制意見） 影山 勇君
検事（法務府検務局長） 高橋 一郎君
検事（法務府民事局長） 村上 朝一君
出入国管理庁長官 鈴木 一君

委員外の出席者

判事（最高裁判所事務総局総務局第一課長） 桑原 正憲君
専門員 村 教三君
専門員 小本 貞一君

本日の会議に付した事件

商法の一部を改正する法律施行法案

（内閣提出第四二二号）

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出第五七号）（参議院送付）

裁判所職員定員法案（内閣提出第六一七号）（参議院送付）

非訟事件手続法の一部を改正する法律案（内閣提出第六七号）

裁判所法等の一部を改正する法律案（内閣提出第九三三号）（参議院送付）

有限会社法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇〇号）

不動産登記法の一部を改正する法律案（内閣提出第六二二号）（予）

罹災都市債地債家臨時処理法改正に関する件

国内治安に関する件

○安部委員長 これより会議を開きます。

本日の日程中まず下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、裁判所職員定員法案、裁判所法等の一部を改正する法律案、三案を一括議題とし、質疑に入ります。質疑の通告がありますから、順次これを許します。眞鍋勝君。

○眞鍋委員 今議題になりました中で、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について質問をいたします。今回の簡易裁判所の増設について、従来国会に請願や陳情が出ていたが、どの程度採用されて実現されているか。国民の熱心な要請でありますので、できるだけ採用して実現すべきであると思うのでありますが、どうなっておりますか、お答えをお願いします。

○野木政府委員 下級裁判所の設立等につきましても、各地元の方から国会または法務府 裁判所等にそれ／＼陳情や請願がありました。その多くは同時に国会にもし、裁判所にもしあるいは法務府にもしておるのが多いのであります。法務府といたしましては、この設立につきましても、予算その他の許す限り地元の方々の便宜をはかつて増設したいと思っております。あります。その順序といたしましては、やはり国会で採択になったものうちで、地元の準備態勢その他いろいろの事情で、設置した方が適當であるという順位を一応見定めまして、最高裁判所とも十分協議いたしまして、意見の一致したものをから設置して行こうという事になつておるわけでありまして、現在陳情、請願がありますのは約四十箇所ほどでありまして、この中には国会の衆議院また参議院において採択されたものが約十四箇所ほどございまして、そのうち今回はこの法案に出しております三箇所を先順位として、案といたしたわけでありまして、この三箇所におきましては、やはりそれ／＼国会で請願が採択されておりました。たとえば小山町につきましては、第五国会及び第七国会において、衆参両院がそれ／＼採択いたしております。広島県の吉田町につきましては、第六国会において衆参両院がそれ／＼採択いたしております。なお鳴門市につきましては、たしか前回の第九国会でこれは衆議院の方で請願が採択されておるものであります。今回は

いろいろな事情で、この三箇所にとどめた次第でございます。

○眞鍋委員 重ねて伺いますが、三箇所はこのたび設置されるわけなのです。

○野木政府委員 現在出しておるこの法案が幸いに成立いたしますれば、小山町と吉田町と鳴門市の三箇所には簡易裁判所が設立されることになるわけでありまして、

○眞鍋委員 なお次に裁判所法の一部改正に関する点について質疑をいたしますが、今回の改正の主たる事項は、家事調査官の設置のようでありまして、調査の範囲はどこまでするのか、一般的の事務経過を説明していただきたいのでありますが、これをたとえ一、裁判官や審判官の指示の範囲内の調査か、あるいはまたそれ以外に独自の調査ができるか、これが一つ。二、家庭事件の調査中刑事事件が発覚したならばどうするのか。三、家庭まで出かけて調査するのか、あるいは家庭に行くとときは身分証明書を持つて行くのかどうか。四は、どんな人物、たとえば学校出の者を採用するのか、以上四つの例を示しましたが、これらの点について経過なりを御説明願いたいと思います。

○野木政府委員 今回の改正におきましては、家事調査官制度を新設すること、御説の通り重要な点をなしておるわけでありまして、家事調査官の調査事項については、家事審判官の命によつて調査するのであります、その指

揮、指示した事項を調査するのが建前になつております。

次にその調査にあたりまして、何か犯罪でも発覚をいたしましたときは、もちろん犯罪を発見することが調査の目的ではありませんが、調査いたして

いる際に、何か犯罪があるということがわかつたならば告発する、その点は一般公務員と同様であります。

次に調査の方法でございますが、これはあくまでも任意の調査でありまして、証拠調べのような強制力を與えた調査はいたしません。なお家庭へ行つて調査をするかどうかという点については最高裁判所の家庭局の方から、その運用の方針を政府で聞いておるところによりまして、なるべく裁判所に来ていただく、調査をして、家庭へ出かけて行くという事はこれを避けるというふうな方針に承知しております。

最後に、どんな人物を家事調査官に充てるかという点につきましましては、家事調査官なるものは、家庭のこのやうい事件に当るものでありますから、その人物につきましましては、十分慎重を期して採用するような方針に承知しておりますが、なおこまかい点は、裁判所の方がここにのこられますから、便宜そちらから敷衍して御説明願いたいと思ひます。

○桑原最高裁判所説明員 この家事調査官の調査の範囲をどうするかという点についてでございますが、御承知のように、家庭裁判所は、家庭内の事件を迅速に処理いたしますために、家庭裁

判所は審所について、いわゆる職權調査主義をとつておるわけでございす。この職權調査にあたりまして、調査の方法といたしましては事実の調査及び証提調べの両方の権限が認められておるわけでございます。その事実の調査につきましては、その方法、様式等については、法規の上で何らの制限が設けられておらないのでございす。またその調査については強制権というやうなものをいふことも認められておらないのでございす。証提調べにつきましてはは民事訴訟法に定めます証人尋問とか、鑑定、検証とか、そういうやうな方法がとられて、あるいは宣誓をするとか、調書を作成するといふやうな方式が、民事訴訟法の規定によつて定められております。それによつて証提調べが行われ、従つて場合によつては強制力が用いられるといふこともあり得るわけでございす。今回裁判所法の改正により設置せられることとなります家事調査官に調査をいたさすことは、この事実の調査及び証提調べの中で、前の方の事実の調査のみに限るわけでございまして、証提調べというやうなことにつきましては、これはやはり裁判官がその責任においてやらなければならぬこととでございすので、家事調査官については、事実の調査について裁判官の補助をさせるという構想に立つておるわけでございす。そうして家事調査官がその裁判官の命令によりまして、事実の調査を行うにあたりまして、いかなる事項を調査するか、またその範圍をどの程度に調査するかというやうなことは、担当の家事審判官が具体的にこれを家事調査官に命ずることに

いたしまして、家事調査官はその裁判官の命令に従つて調査を行つて行く、従つて家事調査官は、裁判官の命令なしに、自分の独自の調査権を發動するというようなことは考えていないわけでございます。

それから家事調査官をいかなる人から任命するかということにつきまして、重要な問題でございまして、家庭裁判所につきましては、すでに御承知の通り、少年調査官という制度が設けられておるわけでございます。この少年調査官が少年事件の審判について、非常に重要な役割を果しておるわけでございまして、最高裁判所といたしましても、少年調査官の質的の向上ををはかるということについて、鋭意努力を払っておるわけでございます。大體現在まで採用いたしましたものについて、根本的な方針は、大體旧制の學制におきまして、高等専門學校以上の新人、新制の學制にいたしましたは、新制大學卒業以上の人をもつてこれに充てるという方針をとつて參つておるわけでありまして、従いまして、家事調査官につきましては、やはりそれと同じ標準によつてこれを補充したいというふうな考えておるわけでございます。

○眞鍮委員　なお三で例証いたしまし
たまだ家庭の方までは出かけぬとい
うようなお話でしたが、もし出かけると
すれば、身分証明書なんかを持つて行
くのですか。持つて行かなくてよろし
いのですか。

○桑原最高裁判所説明員 家事調査官に特別の身分証明書をすぐつくるかどうかということはまだ考えていませんが、現在裁判所につきましては、身分

を証明する身分証明書というようなものがつくりだれておるわけでございますが、こういったものを持つて、もし必要があれば、当事者の要求に応じて見せるということも考えられるのではないかと、現在特別に家事調査官について身分証明書をつくるかどうかということとはまだ考えておりません。

○眞鋼委員 以上です。

○田嶋(好)委員 関連し、ましてひとつ……。実は今国会の各委員会でも問題になっている事柄につきまして、やはりこの裁判所法等の一部を改正する法律案の中でも問題にならうかと思っておりますので、この点をお確かめいたすのであります。国家公務員法中の二條に、「国家公務員の職はこれら一般職と特別職とに分つ」ということになってお

りまして、第十二号の二裁判官並びに最高裁判所長官秘書官（一人）及び最高裁判所判事秘書官（判事の各々につき一人）、こういう規定の改正案が今度出たわけでございますが、これは国家公務員法の規定の中にあるものを、本法案によつて改正されようとするもの、と思ふのであります。実は各委員会でも担当事項もございまして、たとえば法律委員会が制定された法案を他の委員会でもまた独立立法をもつてこれを改正

するといふような、まことに国会の運営上支障を来すような、法律制定秩序を破壊するような事柄が、今現実に出ておるのであります。その点をわれわれは委員会として調整しなければならぬ、調整しない限り、委員会ではない、調整しない限り、委員会ではない、

くつた法案というものは権威がないばかりか、制定秩序を破壊する、こういう形になりますので、国家公務員法というのは当委員会の制定立法ではない

のでありまして、他の委員会の制定立法でございしますが、この点は今までその管轄委員会と意見の交換なり御折衝がどういようになされたか、また所管官庁との間に、そうしたことに付いて、十分な検討ができておるかどうか。この点をお伺いいたします。

○野木政府委員 御説のところは、まことによく拜承いたしましたわけでござい

ます。御指摘の点につきましては、人事院の了承はこちらで得ております。しこうして現実のこの問題は、国家公務員法自体におきまして、その附則で、裁判官以外の裁判所職員は、昭和二十六年十二月末日まで一般職に属する職員とされておるといふことになつておるわけでありまして、従つてその反面、来年の一月一日からは特別職に属することになり、国家公務員法自体も

なることとが、國家公務員法に於て予定されておるわけであります。既に言ひまして、この法律におきまして、来年の一月一日以降のことを予想いたしまして、あらかじめ第二條の十二号を考へ、このように改正いたしまして、ただその施行の期日は、この法律で昭和二十七年一月一日からといたしまして、まったく技術的の点でございますので、この程度のこととはさしつかえないだらうという考えて一つの法律にいたしました。

わけであります。ただ国会の人事委員会ですか、そちらの方とは、政府側からはまだ特別な連絡はいたしておりません。

○田嶋(好)委員 今の御説明ではほ了承いたしました、できますれば、こ

うした面に對しまして今後制定される場合、各担当委員會に御連絡を、政府の方におかせられましても、されるように要望いたしておきます。

○野木政府委員 御指摘のことはよく承いました。

○安部委員長 上村進君。

○上村委員　ちよつと下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案についてお伺いします。この設置の点についてよほど慎重

にしなければならぬといふふうな考
えをわれ／＼の党では持つておるわけ
です。それで伺ひたいのは、栃木
県の小山町ですが、小山町について
簡易裁判所はないのですが、これは宇
都宮から行けば、電車の便はしよつち
ゆう東武線がありますし、汽車もある
し、そう新たに急に、この財政難のと
きに設立する必要はないように思うの
です。広島もやはりそうだと思ふので
すが、広島の場合は私知りません。鳴

門のことゝ知りませんが、（中略）と小山との関係ですが、ああいうふうな汽車の便利のいいところは、なるほど、あればそれはその小山を中心としたところの住民には便利であるかもしれないけれども、便利であるならということを言えば、まあ都に一つずつ置かなければならぬというようなことになつてしまふのですから、何か特に簡易裁判所がなくて不便を感じたとか、また特に必要だというような理由

が、おありでございませうか。具體的
な事実をお伺いしたい。

○野本政府委員 小山町に簡易裁判所
を設置する件でございしますが、御指摘
のように宇都宮とは、東北本線を通じ
ておるわけでありますが、むしろ現在

といましては、宇都宮よりも、栃木簡易裁判所の方に近いわけであります。

○上村委員 ああ間違えました、宇都

宮ではない、栃木です。

○野木政府委員 それでは御説のように、これは栃木で十分ではないかという見解も、一方相当有力に立ち得ると思いますが、何分小山町の新興の都市でありまして、いろいろの事件も最近多くなつて来ております。そして地元の小山町はもちろん、その付近の町村の方から、かね／＼この点に設置してほしいという希望がありますし、また裁判所、警察署等におきましても、同様これを支持しております。また国会におきましても、衆参両院で採択しておるわけでありまして、しこうして法務府の方から見ましても、また最高裁判所と協議いたしまして、やはりこれに一箇所設置いたした方が、事件の処理という点から見ても、また地元の住民の便利から見ても至当であらうというふうな結論に達したわけでありまして、今約四十箇所ほど請願、陳情の出ているうちでは、これなどが最も有力な、順位として最高位に位置するものである、そう判断したわけでございます。

○上村委員 ちよつと私の質問にお答えが願えないような形でございまして、とにかくこういふものの設置なんというものは、悪口言つちや何ですが、よく地方のボスが自分のために運動して、必要と言えはみんな必要ですが、そう大して必要でないのに、ボスあるいは対立的な関係から設置するといふようなことが、これにはないかもしれないが、よくこの種の運動にあるわけですね。それで、私は小山と宇都宮といふものはよく知つております。あそこは、まああれば便利ですが、なくてもいいのじやないかと思わ

れる。だからして何か特別な、交通の便やいろ／＼なことがあるのだということ——小山に限らず吉田などもそうであろうと思ふのですが、その点をお伺いしたい。そうして裁判所が独自に、何か特別な何をもつて、公平な眼でお調べになつた結果が、どうして設置しなければ困る、あるいは事件の件数が幅狭するとか、そういう点から見て、これはどうしてもこうだといふようなことがあれば、そういうふうなことをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○野木政府委員 小山につきましても、昭和二十四年一箇年間に於ける事件が刑事については八百九十六件、民事については百九十四件ほどありまして、この程度あるならば簡易裁判所を設置してもいいじやないかというふうに、事件数の点から思われるわけでありまして、しこうしてなおこの点につきましても、地方のボスとかいふこともお話し出ましたが、もしそういう一方的のものでありますならば、各方面、たとえば地元の町村はもちろん、検察庁それから裁判所、あるいは弁護士会、そういうものが一致して賛成するには至らないと思ふわけでありまして、小山につきましても、この弁護士会、裁判所、検察庁が一致して賛成しておられますし、また国会も採択になつておるという事情及び私の方で事件数を調査した結果によりまして、まあ／＼一方向のことだけに動かされたものではないうといふふうに確信しておるわけでありまして。

○上村委員 くだいようですけれども、そうすると栃木簡易裁判所管内において、栃木地方の件数と小山地方の件数とがどういふふうになつておるか

といふことをお調べになりましたか。

○野木政府委員 現在この法案で小山簡易裁判所の管轄に属せしめた地域は、大体栃木簡易裁判所の管轄に属しておるわけでありまして、この二つをわけますと、小山簡易裁判所につきましては、ただいま申し上げたような事件数になります。栃木簡易裁判所に残存する件数は、民事につきましては昭和二十四年一箇年につきまして三百二十五件、刑事は千五百二十五件といふことになるわけでありまして、なおこれは簡易裁判所の裁判権を拡張する以前の数でありますから、簡易裁判所の裁判権を拡張しました今年度におきましては、おそらく事件はもつと上まわるのではないかと思ふのであります。

○上村委員 わかりました。そうすると、そういう場合に簡易裁判所の出張所というふうなものでやつておるところもあるように思われますが、簡易裁判所としては支部はできないかもしれませんが、そういうことで、日本でそういうものをやつておるのがあるかどうか、あるとすれば——なくてもそうですが、栃木あたりのそういうところには出張所というものでやることのできぬかどうかといふことを最後に確かめ願ひたいと思ひます。

○野木政府委員 簡易裁判所につきましては、現在の建前上出張所という制度は認められておりませんので、そういう制度は新しくつくらなければならぬわけでございます。

○加藤(充)委員 関連して……。あなたの方の資料だと、関係弁護士会の意向がどうだつたというのですが、さすれば、あなたが「こやま」と言つたのは正式な地名は「おやま」だと私も

は理解しております。小山が栃木の管轄だとしますならば、栃木の簡易裁判所には弁護士会があると思ふのです。が、あそこは弁護士会は小山に持つて行くことに賛成しておりますか。

○野木政府委員 これは宇都宮の検察庁を通じて宇都宮の弁護士会に照会いたしましたので、宇都宮の弁護士会の管内でありますから、十分意見を聞いておるものとこちらでは承知しておるわけでありまして。

○加藤(充)委員 小山に弁護士は何人おるのですか。

○野木政府委員 今はつきりした調査は持つておりませんが、多分おるだらうと思ひます。

○加藤(充)委員 小山には、私の知つておる限りでは一人もおらぬか、あるいはおつても一人だといふふうに聞いておるのです。そうするとここでは検察庁の意見というのが冒頭に出ておるわけですが、人権保障を要望されておる点からいふと、具体的に人権保障の中心になるのは、これは制度として必ずしもいいことではありませぬけれども、具体的な現実の問題としては、弁護士と依頼者との関係で刑事、民事を通じて人権の保障というものが現実になされておるわけですね。その比重は高いわけですが、さすれば小山に一人か、あるいはおらぬくらいは弁護士の状態、小山にたくさんいる事件があるからといつて、そこへ持つて行くといふようなことについては、よくは弁護士会の意見というものは、こういうふうな形で出て来たものかどうか見せてもらいたいと思ふ。それから第一、人権保障の点についてはきはめて事欠く場合が多いのであります。大抵気のき

いた事件になりますと、弁護士のところへまずかけつける。そうして相談する。そうして事件の前日ないし当日に弁護士と同道したり打合せしたりして、そうして出頭するのでありまして、さすれば小山に弁護士が一人ないし一人もおらぬといふような状態になつて、それを小山に管轄を移したところ、弁護士はわざ／＼出張して来なければならぬ。また弁護士のところには一々当日、前日に行かなければならぬといふことになりまして、具体的な人権保障の点については、きわめてこれはマイナスになつてしまふのである。さすれば管轄地方検察庁などが、事件が多いから、そこへ持つて行くといふようなことがまづ先に出るのは当然予想されることでありまして、これはほんとうに人権保障を求めている、あるいはそういう立場に置かれた人々、こういう人々から上つて来た自主的な意見とは必ずしも考えられない節があるわけですね。それから第一に弁護士会の意見といつたところで、それはどういふふうな意見になつておるか、これも見てみなければならぬと思ふのですが、その詳細を御発表願ひますか。

○野木政府委員 この法案の立案に至ります順序を申し上げれば、かえつて御了解していただけるのではないかと存じます。たとえばこういふことであります。陳情等が国会にありますと、すぐ最高裁判所にも連絡いたしましたし、最高裁判所の方から地元の裁判所の意見を聞いてもらつた。法務府といたしましては、地方機関であります検察庁にまずその書類をまわして、検察庁を

通じて地元の市町村なり、弁護士会の意見を聞いていただく。裁判所の方も同様に地元の市町村や弁護士会の意見を聞いて来まして、その書類が最高裁判所へ参りますので、それと検察庁から法務府へ来まして書類と合せ、しかも陳情などの書類と合せてみてきめるわけでありまして、検察庁だけの意見でできるものではありません。また検察庁が独自にここに設置したらいいというのを上申して来て、それに基いてやるわけでもございまして、今申し上げたように、地元の方から陳情などあつた場合に、それに基いて、今言つたようにして調査して行く。その結果に基いてこの設置をきめる、あるいは管轄の変更をきめる、そういうふうな順序になつておるわけでございます。

○加藤(充)委員 そうすると関係弁護士会の意向というふうなものは、何か問題があれば当然出て来るわけなんです、積極的に進んでそれを支持するというふうな関係弁護士会の意向というふうなものはないのですか。

○野木政府委員 法務府から直接地元の弁護士会に書類をやり、意見を求めることはありませんが、地元の検察庁なり裁判所から各地元の弁護士会に意見を求めております。それにつきましては、こちらに対する報告は、弁護士会については特に意見がないとか、あるいは特に賛成したとか、反対のある場合には弁護士会は反対である、そういうようなことを回報して来るわけでありまして、その程度で一応こちらは判断してやつております。

○加藤(充)委員 地元には仮庁舎の用意ありということがここに書いてあるのですが、どういふ仮庁舎でしょうか。

○野木政府委員 その点は大体地元の方にまかしておりますので、こちらとしては地元の方で大体十分だということならば、仮庁舎としてさしたつて使えるだらうというように、一々詳細に當つてゐるといふわけではございません。

○加藤(充)委員 事件が刑事が八百余件で、民事が百九十四件で、そこで当然庁舎が必要になるわけですが、こういうふうなものを仮庁舎というふうなことで補うとすれば、予算的にどういふふうな利便になるのか、その点を承つておきたい。そうしてまた先ほどお示しになつた件数の刑事、民事的な数字から見れば、その庁舎の予想というのはどのくらいにお考えになつておるのか、並びにその予算の数額等について承つておきたい。

○野木政府委員 小山町につきましては、現に町有の建物があるそうであり、それを大体貸してくれるという話になつておるようでございます。なお簡易裁判所は正式に建物を建てるといふと、平均規格と申しましようか、最高裁判所側で一応予定してあるものは、警備費として大体六百四十万円ぐらいかかるそうでありまして、検察庁はおそらくこれよりも少額であろうと想像しておりますが、今具体的な数字は持つておりません。

○加藤(充)委員 ぼくたち弁護士をやつておりますので経験することなんです、一たび簡単な秋祭の小屋がけ式みたいなところに入るのですが、それからまたすぐに、それでは事欠くというので、寄付金などを集めたりその他の方法で移転するのです。そこに新築のあれが始められたりしておつて、予

算的にも問題が多いと思ひし、その背後の事情においても、事いやくも裁判所、検察庁の建物の建設の問題です。これはたいへん神聖にならなければならぬと思ひます、それにましまして一時移つてまたかわるというふうな間に、まるきり事件が粗略に取扱われたり、あるいは一つも進行しなかつたり、行つてみて職権で変更されたりというふうな場合が——このごろは少し違ふかもしれませんが、前の簡易裁判所の設置の問題のときには幾多あつたのでありますが、そういう点で町有といふことはわかつたが、その広さはどういふものかといふような事柄、これはやはり明確にしておかないと、これで済ましたわ、またそろそろにその次の手を打たなければならぬといふようなことになつて、便利どころではなしに不便が加わる、しかもその背後に思ひまわしようないふのうわさ、神聖たるべき裁判所、検察庁方面の建造について起きたりしたしまして、たいへん迷惑が多いと思ひます。ひいてはそれがもつて地方の簡易裁判所の所屬する管轄の地域の調停委員あるいはその方面のいふ／＼なボスといふような者と、そこに納まつた若手の格の低い検察官あるいは裁判所の判事関係あるいはそこに地元から通勤可能なといふ便利的な立場で勤務される職員の方々の間のつながり、きわめて不明確な点が出て来る。

裁判が刑事も民事も調停も、なべてその勢力にいろ／＼なコネクションと影響を受けるというふうなことになる。おのゝ実情は、あければ私ここに資料を二、三持つておられますけれども、あなたの方でもお気づきの点も多々あ

ろうと思ひますが、そういう点をお伺ひしたいのです。仮庁舎が町有であるといふのですが、その町有の仮庁舎の広さあるいは規模といふようなものは、どういふものであるか。これを承つておかなければ、地元には仮庁舎の用意ありといふだけでは、そこに設置するといふ理由の一つには必ずしもならないのであります。

○野木政府委員 今あいにくここに國面等を持つておりませんが、一応申し上げますと、小山町の役場に隣接しております小山町有の木造二階建の建物一棟があつて、これがまず候補に上つておるようであります。

○加藤(充)委員 今までの御意見を聞いて私の意見を申し述べたいと思ひますが、やはりこれは具体的に關係弁護士会などの意見を国会において明確にした上ではなければ、今のようなどことは、必ずしもそこに設置することが御提案の趣旨に合致するかどうか。私もはどうもその点を確認するわけには行かないのでありまして、こういう問題については、急ぐことも急ぐのでありまして、急ぐことも急ぐ人権保障の先頭に立つ、そうしてただ自分たちの利害というだけでなしに、公正な立場に立ち得るはずである關係弁護士会の意向を、当委員会において明確にされた上で決定すべきものでなからうか、こういうふうにか考へます。

○山口(好)委員 今加藤君、上村君などの御質問になりました小山町に簡易裁判所をつくる件であります、これは私の地元でありますので、実は質問するといふよりも私が答えれば一番いいのだと思ひます。われ／＼

も紹介議員として第五国会、第六国会にも請願をいたしておりました、いろいろ各方面から調査願つて参衆両院とも採択になつております。それでただいまいろいろ方面から質問がございまして、私がそれに加えて質問をいたしたいと思ひますのは、地理的にいろいろ御検討になりました、宇都宮にも裁判所があり、栃木市にも簡易裁判所はありますが、小山に簡易裁判所ができましたときに、その管轄に属します地域というものは、相当広範囲になるものでありまして、鉄道の便あるいはその他バスなどの乗物の点から見まして、小山にできておれば非常に民衆のために便利がいい。共産党の諸君は何か裁判所がでると、人権擁護の建前から非常に不利益であるといふことを申されておりますが、反面から申しまして、民衆の側から見まして、これは人権を十分に擁護できないという結論になりますので、裁判所がでることとはそういう両方面から考へますれば、やはり便利などところにつくつてほしい。事件が発生する場合に、手近なところ簡易裁判所を設けてもらうというところは、人権擁護の点からも最も望ましいことである、こう申さなければならぬのであります。でありますから、栃木に簡易裁判所はありますけれども、御承知のように、小山から両毛線というのが支線で分離するのであります。東北本線の宇都宮から参ります。東北本線の裁判所に参りますのは、あそこで三十分か一時間待ち合せて乗るかなければならぬのであります。また南の方から東北本線に参ります、やはり小山で一旦乗りかえて行かなければ栃木には行けない。そ

ういう地理的な点は関係当局としましては、今お答えがなかつたようでありますが、その点をひとつお答え願いたいと思つております。

○野木政府委員 ただいまの点は、一応当然の前提になつておるような関係でありますので、先ほどの答弁では省略いたしました。小山に簡易裁判所を設置することになりまして、現に小山の管轄に入りました町村におきましては、非常に栃木市に比べて便利を得るわけでありまして、その状況につきましましては、たしかお手元に差上げておるところの各町村からの状況についてと比較対照表によつて明らかにしておると思ひます。そしてこの管内にありまして関係町村は、いずれも小山に簡易裁判所が設置され、その範囲内に入るといふことについて、町村側でも希望しておるわけでありまして、その事情を御了承願ひたいと存じます。

○山口(好委員) それから先ほど弁護士会の人たちが反対をしておらないかというふうな御質問がございましたが、小山の町には現在弁護士が一人おります。それから栃木市ですが、栃木と小山の間は三里ほどしか離れておりません。その栃木市には多分七人の弁護士が現在おると思ひます。従ひまして、両毛線を利用するなり、あるいは栃木から一時間置きに出ておりますバスを利用することによつて、栃木の弁護士は容易に小山に住復いたすことができるようになつております。また宇都宮市に在住いたします弁護士諸君もたくさんおられますので、そういう人権擁護の点では欠けるといふことがないと思ひますが、特に地元の

弁護士会の諸君は、最初のころに幾分反対の色がありました。それは職業上から、幾らか事件が減るのではないかという点で多少反対をなさつた方もありますが、だん／＼了解せられまして、特に反対というふうな声を上げておりませんし、むしろその沈黙しておりますことは、事件の多い小山であるから、小山に簡易裁判所を設定して、そこに出張してもいいという意向になつておるようには私は見受けております。ことに栃木市の現在の簡易裁判所の調停事件は非常に多くありまして、實際に行つて見ていただければわかりますが、朝早くから多数の申立人と相手方がたむろいたしておりまして、事件が多いために調停委員などを総動員してやつておるのでありますが、その日に終らないうちに、むなしく帰るというふうな人も出て来るのであります。

もし小山に簡易裁判所ができて、二つにわけるといふようなことになりますれば、いわゆる民衆のためにも非常に利便を増大いたすわけでありまして、さういふ点から、地元の弁護士会から特に反対の陳情とか、反対の請願とかいふものは出ておらないかどうかを伺ひます。

○野木政府委員 別にさういふような反対の請願なり陳情は、法務府としてはまだ受取つておりません。

○上村委員 一括されておるようですが、少し質問したいのですが、一、二点でよろしうございませう。これは眞鋼委員の説明で大体盡きておりますが、なお疑問とするところは、さうすると家事調査官といふものは、具体的な事件が、訴状の提出あるいは和解の申立て、あるいは調停の申立てという

ような具体的事件が裁判所へ係属した場合にのみ、その事件について係裁判官の命によつてのみ調査する、さういふふうにお伺ひしてよろしうございませうか。

○野木政府委員 まつたくその通りでございます。

○上村委員 それはそれでよろしうございませう。さうすると、これはさういふ点ですが、その家庭裁判といふものは、新民主憲法にのつとて設立した司法裁判所としては、特殊の社会性を持つておるものと思ひますが、先ほど眞鋼委員が質問したのですが、調査といへば、それはどこまでも必要だ、さういふことになると、家庭の内へ行つたり、親戚のところに行つたり、子供のところへ行つたり、嫁入り先へ行つたり、さういふことをされるわけですね。さういふふうには發展して来ると、その家庭裁判なるものは、まつたく家庭裁判設立の趣旨を無視してしまつて、家庭の平和が、隠密にしなければならぬのが暴露されて、それがためかえつて派生的にさういふことになつて、非常に複雑怪奇になつて来ると思ひます。まあ裁判所が認めて調査するのだから、さう法外なことではないと思ひますが、しかし法律で定めるところは、やはりそれらに対するある一つのわくを示しておく必要があると思ひます。その点はさういふふうにお考えでございますか。

○野木政府委員 家事調査官の調査が、御指摘になつたような行き過ぎになることは、まことにこの制度の本旨を没却するものでありまして、従ひましてこの制度を立案するにつきましても、さういふことのないようにすべて

裁判官が主宰いたしましたして、家事調査官が調査を行うにつきましては、全部裁判官の命令に従つてやるということにいたしまして、すべて良識ある裁判官の処置によつて、この制度本来の目的を逸脱することのないようにしておるわけでございます。

○上村委員 その点、たとえば農村あたりでは嫁に行つて出て来たり、兄弟けんかがあつたり、さういふことがある。さういふ場合に、一方がいよいよ困つて裁判所に出す。さうすると、その裁判所へ出したというだけではよくわからぬのですが、いよいよその事件について裁判所から調査官が来たというふうなことになる。調査官が来た問題には、問題はないのですけれども、實際には非常に問題になる。証拠調べならびに裁断の証拠調べといふものとの関係、その調査事項そのものに対する証拠調べと調査官調べとの限界が、そこに明確にされるようなことが考えられないものかどうか。結局裁判所といふものや検察庁といふものは、さういふことはなんでもすけれども、人民はあまり歓迎してないわけですね。自分のうちへ裁判所から来たとか、検察庁から来たといふことは、非常に重大問題になるわけですね。ですから、その証拠調べと家事調査官の調査といふものの、調査事項に対する限界、さういふふうなものはどういふふうになつておるか。

○野木政府委員 まず家事調査官の調査は、裁判所で行う、すなわち関係者に裁判所に来ていただいて、裁判所で行うといふことを原則的建前としたし

ますので、家事調査官が随時出かけて行くといふことは非常な例外な場合であります。その点でまずおしやるような心配の点は、大体避けられると思ひます。

次に第二に、家事調査官は先ほど裁判所側から申し上げましたように、なるべく素質のいい人を選びまして、家事調査官の質が悪いことによつて起る弊害を避けたいと、この制度では思つておるわけでありませう。

次に証拠調べとの関係であります。が、証拠調べは御承知のように証人尋問とか、関係人の尋問とかいふような一定の方式に従つて、強制力を持つてやるわけでありませう。この家事調査官の調査は、その強制力を用ひずに、すべて裁判官の指揮命令に従つて、任意的に畫面について、あるいは人の陳述を聞いて調査するといふ程度であります。さういふから、まず行き過ぎることはないと確信しておるわけでございます。

○上村委員 最後に一点確かめておきたいのですが、なるほど建前はさういふふうになつておりますけれども、法律に何か明示しておかないと、やはりこれは家事調査官が裁判所の命によつて、つまりほとんど証拠調べに近いようなものまでもやらされる場合がないとも言えないわけですね。裁判官が賢明だといつても、多数裁判官のうちには、さういふ／＼間違えることもある。だからどうしてもそこにやむを得ず家庭に臨んで、あるいは争議の当事者のところに臨んで調べる場合には、急速を要する場合とか、あるいはやむを得ない場合とか、何か制限をつけなければ、やはり調査官の調査の行き過ぎがあつ

て、それがために人民が迷惑をするところがあると思われる。そういう点に対しては、特に十分な警戒はむしろしなくてもらなければならぬが、法を制定した以上は、法の明文でそのところを明らかにすることができないか、
 とう思います。

○野木政府委員　家事調査官の調査は、先ほど来申し上げておりますように、すべて裁判官の命令に従つてやるわけでありまして、行き過ぎがないといふことにつきましては、家庭裁判所の裁判官の良識に信頼するわけであります。ことに外に出かけて行くといふような場合には、一応裁判官が非常な特別の場合に、そういうことを命ずることがあるとすれば、命令の際にとくど注意するということを期待いたしますので、御懸念のようなことは万々なことと思つておるのであります。

○上村委員　その点はよろしゅうござ
います。もう一点だけ……。家庭裁判
所の成人の刑事事件について、罰金刑
にとどめないで、禁錮刑も科するのが
便利だから、そうしたいということであ
りますが、これは私どもからみても
と、やはり家庭裁判所は主としていわ
ゆる家庭裁判所的な性格を持つておる
のですから、刑事裁判をやるという本
来の建前ではない。そして簡易裁判所
と家庭裁判所とは、むしろ普通の裁判
所よりも似寄つておる。ですからこの
家庭裁判所が成人の刑事事件につい
て、自分が扱つたら便利だからといつ
て、どん／＼禁錮刑を科して行くとい
うことは、やはり禁錮の建前から言つ
ても、他の地方裁判所の権限から言つ
ても、これは改正の方がむしろ行き過
ぎであつて、当を得ないと思うのです

が、その点はどういうふうに理論づけておられますか。

○野本政府委員　御指摘のような点も一応考へられると存じますが、しかし家庭裁判所における成人の刑事事件の運用の実情を見てみますと、昭和二十四年度におきましては、成人の刑事事件の受理したものは二百三十一人でありまして、そのうち既済が百六十人、地方裁判所に移送したのが、既済のうち五十四人、それから二十五年度的におきましては、受理したものが三百八十九人、既済が三百四人、地方裁判所に

移送したのが百十二人であります。この兩年を合せますと、六百二十人受理、そのうち五百二十四人が既済、この既済のうち、百六十六人が禁錮以上の刑を科するのを相当として、地方裁判所に移送になつておるわけであります。そのパーセンテージは約三三％にあたります。そして家庭裁判所で禁錮以上の刑を科するのを相当として、地方裁判所に移送いたしますものは、事件のある程度審理いたしまして、刑の量定を考へるという段階にまで至りませんと、その決断がつかないわけであらうまして、ある程度まで審理して、地方裁判所に移送する。地方裁判所はまた同じ事件を、初めから同じようなこ

とをやり出すということでありまして、非常に手続が重複いたしまして、むだな点が生じ、事件の審理促進という点から好ましくないわけでありまして。しかも家庭裁判所と地方裁判所につきましては、家庭裁判所において成人の事件を取扱うものにつきまして、アメリカなどにおきましては、一般の刑事手続よりは簡易な手続があるそうでありまして、日本では普通の刑事訴

訟法で一律にやつておりますので、簡易の手続も認められておりません。そういう点からいたしまして、やはり家庭裁判所をして禁錮以上の場合も扱わした方がいいのではないか、そういうふうな結論に達したわけであります。

○上村委員　そうすると、裁判所法の三十一條の四ですが、これによつて結局一人制と合議制になつて、そういう禁錮以上の刑になつた場合には、これは一人制でなく、合議制でやるというようなこともお考えになつておるのでございましょうか。

○野木政府委員 家庭裁判所で成人の刑事事件を行います際に、その刑事事件につきましては、現在のところ一定の範囲のものだけでございまして、いわゆる法定合議事件に当るものとはございません。それほど刑の重いものとはなないわけでありまして原則として單獨制でございますが、法律的にしまして、事案によつては合議でやつてもよいわけでありまして、大体單獨でやる場合が多かろうと存じます。この点は地方裁判所においても同様であります。

○安部委員長 ほかに御質疑はありますか。御質疑がなければ、本三案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

引続き三案を一括議題といたしまして、討論に付します。討論の通告があります。これを許します。上村進君。
○上村委員 共産党として、下級裁判所の設立に関する法律案の方は、新設には反対でございまして、あととはむろん賛成でございします。その新設に反対するということは、この程度のも提案理由によりましては、どうしても法律をもつて多額の費用、すなわち六

上の予算が至急にはるわけになるのであります。が、それほかにしてこの裁判所を設置する必要があるかどうかということについて、相当疑問を有するのではありません。検討を加えて行かなければならないものであると思うのであります。私これは個人でございますが、簡易裁判所の新設は簡易であるから、どんなにやる、また便利であるからどんなに新設して行くということになりませんが、その裁判所の設置及び廃止というものは、重大な人民に対する影響を

持つておるのだから、輒率にやるべきではない。從來私どもの経験するところによると、政府の方針によつて、われわれが何十年かそこへ出入りした裁判所が、突然と廢されたたり、また新設したり、こういうことは、むろん伽藍崇拝、偶像崇拝ではないけれども、一旦裁判所というものができた以上は、その裁判所は相当永久性を持つというものでなければならぬし、またそういう方針で立てられておると思ひます。だから立てるときには、相当永久性を持たして立てる。立てた以上は、やたらに廢止するということなしにして行くべきだと思ふのであります。私の郷里の新潟県の南魚沼郡には、昔か

ら六日町の区裁判所があつた。ところが今は廃止してあつて、今度そこに出張所ができた。だから裁判所に対する威信というものが、そういうことによつて相当毀損されておるわけです。そんな点から見ましても、新設ということについては相当考慮を要するという。それから便宜であるというだけでは、便宜ならば村に一つあつたならば一番いいということにもなるわけでは

す。そのいふこととて本件に設立をしなければならぬという理由がまことに形式だけで実体を備えていないように思われる。この三案ともそういうふう
に考えられるが、新設に対しては反対
をする次第であります。それからこれ
は私見であります。簡易裁判所の出
張所というのは非常に便宜なもので
はないかと思うのです。そういう意見
が簡易裁判所だけでなく、検察庁な
どもあるようですが、いずれにしま
しても、今日の国民は非常に経済的
にきゆうくつになつて来るとき

に、龐大な費用を要する新設というものは反対をしておく次第であります。それから裁判所法の一部を改正する法律案、この点につきましては大体賛成なんですけれども、成人の刑事事件の権限拡張には反対するわけであります。これは先ほど言いましたように、簡易裁判所との均衡もありますし、本来成人の裁判といつても、家庭裁判の本質から言つて、そこで刑事事件をどんだんやるということとは建前でない。だから現行法のように、禁錮以上にあたるような重大な刑事事件は、本来の刑事裁判所にまわすというのが、人権擁護の上から言つても、家庭裁判の本質から言つても適當であらうと思ひま

す。この点だけ反対する次第であります。

○安部委員長　これにて討論は終りました。引き続き採決をいたします。まず裁判所職員定員法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○安部委員長　起立総員。よつて本案は万場一致をもつて可決いたしました。

た。

次に下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案及び裁判所法等の一部を改正する法律案の二案を一括いたしまして採決いたします。同案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○安部委員長 起立多数。よつて両案は可決いたしました。

この際ただいま議決いたしました三法律案に関する委員会報告書作成の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任を願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 御異議なしと認めます。委員長に一任に決しました。

次に日程追加についてのお諮りがあります。午後一時半より、本日の日程に追加をいたしました、国内治安に関する件を議題とし、昨日渡草において米軍兵士六名が多数の朝鮮人に暴行されたという事件につきまして、その実情を調査したいと思ひますが、本件を日程に追加するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 御異議がなければそのように決します。

それでは午後一時半まで休憩いたします。

午後零時五十五分休憩

午後二時六分開議

○安部委員長 休憩前に引続き、会議を開きます。

時処理法改正に関する件を議題といたします。この際、罹災都市借地借家臨時処理法改正に関する小委員長の報告を求めます。小委員長牧野寛君。

○牧野委員 先に日本弁護士連合会から、罹災都市借地借家臨時処理法第十條の期間を二箇年延長されたいという要望がありました。これを機会に、時処理法改正の小委員会が設けられ、正式には二回、事実上四回の小委員会を開いて審議しました。ここに小委員会における審議の経過並びに結果について、少し詳しく御報告申し上げます。

同法第十條には「罹災建築物が滅失し、又は疎開建築物が除却された当時から、引き続き、その建物の敷地又はその換地に借地権を有する者は、その借地権の登記及びその土地にある建物の登記がなくても、これを以て、昭和二十一年七月一日から五箇年以内、その土地について権利を取得した第三者に、対抗することができ」とあります。併し護士連合会からの同法第十條の期間延長を要望する理由は左の通りであります。

右條項にある昭和二十一年七月一日から五箇年以内といへば、本年六月末日までのことであり、その日以後は、いわゆる戦災借地権者といへども在来の一般対抗要件を具備しなければ、その後の土地について権利を取得した第三者に對抗できなくなるわけである。しかるに戦災後及び終戦後の混乱にまぎれ、地主が在来の借地権を無視して新規に第三者へ賃貸し、第三者がその地上に新築して居住しているの、旧借地権者が復帰することができず、

これらの者から右第三者へ建物収去、土地明渡しの訴訟を起し、現に係争中のものも相当多数あるはずである。立法当時の考えでは、おそろく五箇年間は建築事情も安定するであろうし、また前記のような紛争も片づいて、平常通りの法律秩序が回復するものと見通しから、一応五箇年と定めたのであろうが、その後のインフレーションにより建築事情はますます困難となり、また建物収去、土地明渡しの訴訟は、予想のごとく簡單には片づかない。そのうち存続特例期間がまさに切れようとして来たのである。もしこのまま放置すれば、本年七月一日以降において地主がその土地の所有名義を變更すれば、せっかく在来地に復帰しようとする努力して来た旧借地権者は、單なる金銭賠償を受けるのみで、それ地主の無資力等のため現実に賠償を受け得るまいな、はなはだ憂わしいもはや元の場所への復帰の道を絶たれてしまひ、せつなく法律が旧借地権者保護のために設けた前記條項が十分な効果を上げ得ないことになる。なお同法第二條に基き設定された借地権の対抗力に關しては、法律に明文なきため判例の解釈も二様にわかれ、イ、設定されたときに對抗要件を具備したものと解する。ロ、前記第十條の類推解釈により對抗し得ると解するものとあり、必ずしも一定してはいないところ、右第二條第二項、第三項をめぐつて深刻な争いが続けられ、土地引渡しの本訴はおろか右臨時処理法に基く借地権設定、條件確定の申立事件すら未済係属中のものが多数ある現在、万一右、ロの解釈に落ちつくものとせば、それらのものはことごとくむだになるおそれあり、いずれにせよ前記第十條の五年の期間は、さきに同法第二條の借地申出期間の一年を、二年に改正伸長した権衡上より、少くとも二年間伸長する必要があるものと信ずる。よつて当局におかれては、右法律改正案を第十通常国会に提案し、万善の措置を講ぜられるよう早急に手配願いたく申しあげます。

これに對して法務府は賃借人が永久に取得したものであるから、当事者間においては、権利の實體關係は定まつている。二、裁判所に係属している訴訟や調停に關係ある賃借人のみのために立法することは、黙つてゐるが、さきに多くの國民を保護しないこととなり、その間權衡を失する。三、この對抗力は立法當時からおおむね五年間と限定して、借地借家問題に對策を講じて来た。結局期間延長の必要ないのみならず、訴訟係属中の賃借事件のためにも経過的規定の必要はないと主張したのであります。建設省も、一、都市の建築復興の見地から、建築敷地に登記のない借地権で對抗されては、第三者は土地買入れにいつまでも不安を感じず、二、建築事情の促進の見地から立法しないことを望むとの主張がありました。

方針を定めました。

第一に、国会において、ぜひとも立法しなければならぬとの一般的條件は備わつていない。具體的にいへば、裁判所の訴訟遅延のため賃借人が自己の責に帰すべきからざる事由によつて、不測の不利を受けるから、これを立法によつて解決しなければならぬというやうな事情はない。

第二に裁判所に係属している賃借事件については、訴訟たると調停たるを問はず、その事件が終了し、その土地の上に建設を終り、登記を終るまで、同法第十條の對抗力を保持させねばならぬ。

第三に期間を一年なり二年なり延長する新立法は、同法第十條の解釈問題と離れて、賃借政策、都市政策という政策の見地から取扱はるべきであるから、各党はその政策からこれを決定すべきである。

以上が小委員会を立てた方針であります。

翻つてこの際この問題の特殊性について申し上げて御理解を得たいと思ひます。

まず法律の専門家でも同法第十條については誤解を生じやすいのであります。たとえば一讀しただけで賃借人の對抗力の根拠法は、今年六月末日でなくなるかと、あるいは訴訟係属中の事件でも今年七月一日には根拠法が失効するとの誤解では敗訴するとか、はなはだしき罹災都市臨時処理法は今年六月末日で廃止されるところというぐあひに考える人がありますが、そうではないのであります。その理由は次々に申し上げることにしますが、どうしてこんなに誤解を生じやすいかと申しま

すと、一は同法が臨時法と永久法との混合した中途半端な法律であること、すなわち同法は震災の臨時処理だけでなく、後に地震風水害等の自然災害を入れたので永久法となつたことである。その二は條文が五年間以内に取り得た者に對抗力があると定めていて、然るに五年間以内とは誤読するときは、先のような誤解を生ずるのであります。第十條の期間の登記のない借地人の對抗力がなくなつてしまつたので、この對抗力がなくなつても民法借地借家法の對抗力の規定はありますから、根據法はなくなることはないのではありません。いわば例外法がなくなつて原則法にもどるだけであります。いわんや罹災都市借地借家臨時処理法が廃止になるというわけではありません。そこで元にもどつて法務委員会小委員の方針につきまして申し上げますと、第二の事項すなわち裁判所に係属している借地借家事件については、同法第十條の對抗力を確保せしめねばならぬことについて、これには経過規定を立法せねばならぬか、立法しなくてよいかにつき意見がわかれたのであります。しかし結局同法第十條は五年以内に權利を得た者は永久に對抗力がある、五年間だけ對抗力があるという意味ではない、従つて民事事件において、裁判所は口頭弁論終結後の現行法を適用して判決すべきであるから、その時の現行法は第十條の對抗力を保持している、一度得た第十條の對抗力は今年七月一日になつてもこれを失ふことではない、このように見解の一致を見たのであります。と同時に七月一日以後土地の所有権が譲渡された場合に、賃借人は訴訟外にある新取得者に對抗

できないので、訴訟には勝つても経済的には損をする、すなわち賃借人は結局土地を訴訟外の新取得者に引渡すのやむなきに至り、損害賠償金を旧賃借人に請求するだけということになり、そしてこの救済問題は政策問題であるといふことに意見の一致を見たわけでありました。これより先に経過の立法を必要とする意見もあつたので、これに備えて衆議院法制局に立案を命じましたところ、次のような條文案の提出がありました。

第十條の第二項として次の一項を加える。

前項の借地権に關して昭和二十六年六月三十日まで訴訟または調停事件に係属し、その訴訟の終局判決の確定または調停の成立により当該借地権の存在が認められた者は、前項の規定にかかわらず、その借地権の登記及びその土地にある建物の登記がなくとも、これをもつて、同年七月一日からその終局判決の確定または調停の成立の日以後六箇月を経た日までの間に、その土地について權利を取得した第三者に、對抗することができ。

これを小委員に配付して参考に供したのであります。かくて三月十七日最終の小委員会を開きました。自由党から経過の立法を設ける必要はない、また期間を延長することも都市復興の見地から必要ないとの意見が開陳されました。社会党から借地人保護のため一年間くらい延期すべきであるとの主張があり、共産党から前述の経過の立法の條文を支持する発言がありました。結局多数をもつて経過の立法をしない、すなわち罹災都市借地借家臨時処

理法は、この際改正しないことに定まつた次第であります。右御報告申し上げます。

はどのような形においてなされておるか、その事実をひとつ伺ひたいと思ふのであります。

○安部委員長 これにて小委員長の報告は終了しました。本件について御発言はありませんか。——新発言がないようでありますから、お諮りいたします。本件は小委員長の報告の通り改正する必要を認めないことに決するに御異議ありませんか。

○鈴木（一）政府委員 お答えを申し上げます。私の方の役所の出入国管理庁で、第三国人、特に韓国人の送還をいたしておりますのは、外国人登録令違反といふことに限りまして、送還をいたしておるのであります。ただいまお話のような外国人登録令違反でなく、なおかつ送還するといふものにつきましては、目下私どもの役所では扱つておらないのであります。そのあたりの問題については、政府におきましても、具体的のことにつきまして研究をいたしておる段階であります。まだ発表いたす段階になつておらないのであります。

○安部委員長 次は国内治安に関する件を議題といたします。本件に關して發言の通告があります。順次これを許します。押谷富三君

○押谷委員 出入国管理庁長官鈴木氏にお尋ねしたいと思ふのであります。それが、それは昨年の暮れから今春にかけて、全国各地において朝鮮人の騒亂事件が起つておるのであります。それを契機といたしまして、朝鮮人に対する送還という關係が相当政治的にも關心を集めておるようでありま

す。昨年暮れの政府の発表では、不逞鮮人特に騒亂事件などを計画、指導したような朝鮮人に対しては、これを本國に送還する法的措置を講ずる、政令を出すというふうな発表まであつたのであります。これはいまだ実現をされておらないようであります。いづれにいたしましても、朝鮮人の本國送還といふことが、鮮人取締り、鮮人に対する治安關係で大きく浮び出ているのであります。出入国管理庁におかれまして、この鮮人の本國送還というの

お尋ねをいたしますことは、昨朝起りました朝鮮人による米兵に対する暴行事件であります。昨二十一日の午前三時半ごろに、浅草の千束町の朝鮮マーケット附近におきまして、六名の米兵が多数の鮮人に取囲まれまして、集団的に暴力を加えられて、一名は死亡する、二名は負傷する、自動車も破壊されるというふうな不祥事を起したのであります。わが國の講和を前に控えて、今日日本の置かれたる國際的地位などから考え、この時期を思いま

す。その事件は、この事件の計画についてまずお尋ねをいたしたいと存じます。

それから昨年暮れから今春にかけて、ずいぶん朝鮮人暴動事件が起つております。都内においても最近上十條の朝鮮人暴動事件、この事件などきわめて重要な相貌を現わしておるのであります。このようなきに對朝鮮人關係における治安の對策といふものは、一般とむづかしいと思ひますが、法務總裁におかれましてこれに對する治安の對策關係、これもお尋ねをいたしたいと思ひます。

て重要性を持つておると思ひます。まず事件の全貌などを伺ひたいのであります。事件はまだ捜査段階にあり、特に警視庁の方面から鑑査においでを願うことになつておりましたが、まだ本日はおさしつかえでお見えになりませんから、これは明日でも警視廳にお尋ねをすることにいたしました。鑑査におかれて今入手せられております情報等によりまして、次の点をお尋ねいたしたいと思ひます。

まずこの朝鮮人の暴行事件におきまして、時間的に午前三時半という時刻において、百名からの朝鮮人が一とろにただちに集まつて來ておるといふようなことから、あるいはその前日は台東會館事件のちようど一周年記念日に當つておるといふことから、現場付近には強制送還の反對であるとか、民主民族戦線などといったビラ、ポスターが張られておつたといふような事実を総合いたしまして、一つの計画的な犯罪ではないか、計画性の確度合いがきわめて高いものではないかといふ感じがいたすのであります。この事件について入手せられた情報によつて、この事件の計画についてまずお尋ねをいたしたいと存じます。

それから昨年暮れから今春にかけて、ずいぶん朝鮮人暴動事件が起つております。都内においても最近上十條の朝鮮人暴動事件、この事件などきわめて重要な相貌を現わしておるのであります。このようなきに對朝鮮人關係における治安の對策といふものは、一般とむづかしいと思ひますが、法務總裁におかれましてこれに對する治安の對策關係、これもお尋ねをいたしたいと思ひます。

さらにもう一点、昨年の関西方面における朝鮮人騒動事件の直後でありましたが、たしか法務総裁の新意見でなかつたと思ひますが、この騒動事件に關係をし、計画をし、指導をした、いわゆる騒動事件の首魁といつたような者に対しては、本国送還の立法的処置をするものである、政令によつて本国送還をするという新発表があつたこと考へておられます。これについてその後どういふ経過になつておりますか、重ねてこの点もお尋ねをいたしたいと思います。

○大橋國務大臣 昨日午前三時過ぎに、東京都浅草千束町におきまして、新聞紙に伝えられましたことがとき不祥事件を発生いたしましたことは、帝都の治安に重大なる不安を與える次第でございまして、政府といたしましては衷心から遺憾に存じておる次第でございします。特にこれがために、占領軍の方の不慮の災厄を負われるというやうな結果を生じたことは、重ねて遺憾にたえない次第でございします。

この事件の概要を、ただいま報告を受けております範圍において、簡単に申し上げますと、昨日午前二時ごろ東京都台東区浅草千束町二ノ四でありましたが、これは俗に旧十二階下と言われる地区であります。ここに米兵六名が参りまして、この地区内にあります朝鮮人マーケット内の通称高本浩振と高浩振方に参りまして、そのうち三名が宿泊をいたしたのでございします。それから間もなく三名の米兵が同地に参りまして、その高の宅の屋内に入りまして、いろいろ談話をいたしておりました間に口論を生じまして、おののときもので腹部に瀕死の重傷を負われました。これはそのうちの一名でございします。それで他の米兵が、これを乗車一万三千三百七十四号にかつぎ込んだのでありますが、この米兵を追跡いたしましたして、約二十名の朝鮮人が石や棒切れをもつて迫りまして、車を包圍いたし、暴行を加へまして、車の窓ガラスを破壊するといふことになつたのであります。このときに暴行の様子を見ておりました者が、田原町の派出所に急報をいたしましたので、関根巡査が現場に急行いたしましたところ、同巡査の携帯いたしておりましたところのピストルをもちまして、アメリカ兵が威嚇発砲をいたしましたして、群衆を追い払つたのであります。所轄浅草署におきまして、ただちに予備隊の応援を得て現場を包圍いたしましたして、約五十名のその場にありました者を同行して取調べをいたしておる次第でございします。

今日までに入手をいたしております情報から判断をいたしますと、この付近の朝鮮人が、非常に反米的な空氣が當日あつたといふことは、これは十分に想像し得るところでございします。が、事案は、ただいま申し上げました通り、どちらかといふと偶発的なものでございまして、必ずしも計画的な犯罪でないのではないかと、かように想像をいたしておる次第でございします。と申しますのは、午前三時という時刻に、きわめて短時間の間に数十名といふ多数の朝鮮人が集合をいたしたといふことは、非常に奇異の感に打たれるのでございしますが、この付近は大体終夜営業を續けておるといふやうな地区でございまして、さやうなことが、偶発的に起つたといひましたしても、あり

得ることではないか、この想像をいたしておるのであります。もとより現在なお取調べ中ではございまして、確定的なお答えを申し得る段階に至つておらないのでございしますが、ただいままでの情報を総合いたしまして、推定をいたしたところを申し上げたのでございまして、後に、なお内容につきまして、真相と異なるものを発見いたしました場合は、報告をいたしたいと思ひます。

それからもう一点、朝鮮人の暴力事犯その他の不法行為をいたします者に対しては、これを本国に送還するやうな措置を講じたい。これは昨年以來政府といたしまして、神戸事件その他次いで朝鮮人の集团的暴行事件を契機といたしまして、治安上の必要といふ見地から考へておるところでございします。これは今日なお研究いたしておる状態でございます。またこれを實施の段階に移すという程度にはなつておらないのでございしますが、引き続き研究を進めつつあるといふことは事実でございします。

○押谷委員 昨日のこの付近における町の中に、強制送還反対であるとか、民主民族職線といつたビラ、ポスターが朝鮮人の住居しております朝鮮人マーケット付近に張られておつたと聞いておるのであります。が、そういう事實はわかりませんか。

○大橋國務大臣 さやうな事實はあつたやうに承つております。

○押谷委員 この付近に住居をいたしておられる朝鮮人は、北鮮系の者かあるいはいわゆる韓国系の者か、その点はおわかりでございしますか。

○大橋國務大臣 朝鮮人として登録を

いたしまして、韓国人としての登録のない人たちが多いようでございます。すなわちいわゆる北鮮系が多いといふふうに見受けられております。

○押谷委員 まだはつきりしたことはおわかりでないようではあります。が、この朝鮮人の暴行事件は、いわゆる北鮮系の在日朝鮮人が、反米意圖をもつてなされたものであるとお考へになつておりますか。その点をお伺いしたいと思います。

○大橋國務大臣 この付近の朝鮮人の間に反米的な機運は多少あつたのではないかと想像いたしております。が、しかしこの反抗そのものが反米的意圖のもとに計画されたものであるといふふうには、ただいままだ断定いたすに至つておりません。どちらかといふと偶発的、突発的な事故ではないかと、かように想像をいたす程度でございします。

○押谷委員 この朝鮮人とアメリカ兵との間に起りました一つの衝突事件であります。が、こういう種類の事件は、多く民族的に非常に感情が高ぶりまして、あるいは伝播する、統制するといふやうなことも一應考へられるのではないかと思います。が、それに対して政府としてはいかなる対策をお持ちになつておるかお伺いいたします。

○大橋國務大臣 アメリカ兵に対しては、暴行事件をいたしましては、從來数件起つておるにすぎないのであります。ことに今回のとき集团的な凶悪事件は初めてのことでございします。当局といたしまして、これは非常に重大な犯罪である、かように考へておるのであります。將來におきましてか

いように十分慎重に考へて参りました。かように存じております。

○押谷委員 ぜひこの種の事件に対して万間達いのないやうに対策をおとり願ひたいと思ひますが、同時に昨年来問題になつております不逞鮮人の送還処置であります。これは善良なる朝鮮人、きわめてまじめな朝鮮人の名譽と信用を保持する立場からしても、この不逞な企てをいたします特には、凶悪な犯罪をするやうな朝鮮人に対しては、本国送還の必要があると存じます。が、これに対する本国送還の処置についての將來の見通しについて、重ねてお尋ねをいたしたいと思います。

○大橋國務大臣 この問題は、今年初めに計画を立てまして、ただいま關係筋と協議をいたしておるのであります。できる限りすみやかに實現をいたすやうにいたしたい、かように存じておる次第であります。

○安部委員長 押谷君にお諮りをいたしますが、先ほどもお話があつたやうに、法務総裁は閣議に列席せなければならぬのであります。はかに發言の通告もありませんから、ほかの鈴木長官並びに高橋政府委員の方の御質問はあつたまわしに願ひます。

○押谷委員 それでは、私は総裁に対してはこの程度にしておきます。

○古島委員 関連して……今の押谷君の質問で大体わかりましたが、日本の治安を乱すという者は、朝鮮人の方に罪があるやうに誤解されるのであります。私の考へでは、少くとも午前二時ごろ表を出て歩く、あるいは朝鮮人の家にとまる、こういうことはアメリカ兵といへども軍の仕事ではなからうと思ひます。こういう時間外

に浅草あたりをうろつくという人間でありますから、これに対しても相当のことを考えねばならぬのであります。ことに先般埼玉県に起つたことでありますが、朝鮮人の高德祚という男がおるのであります。これは中華料理をやっておりますが、そこへアメリカの兵隊二人が目撃車でやつて参りまして、うちにはアメリカのタバコがあるはずである、そのタバコがあつたら出せといつて、押し込んで参つたのであります。ところがその高德祚という男は、アメリカ・タバコはありませんという抗弁をしたところが、中に土足のままで入つて、そこから中をかきまわした。結局タバコはありませんでした。ありましたので、まだあるだろうといふので、たんすをぶちこわして中を見ますと、十三万五千円の金があつたので、その金を持つて行つてしまつた。つまりそれを通弁をいたしました男は、強盗で処分をされましたが、現実タバコを持つて行つた米兵と、十三万五千円のお金を奪取した米兵は、そのままおるような状況なのである。こういうところから見れば、いずれが治安を乱すかといえば、米兵がときならぬときに押してまわつて、日本人もしくは朝鮮人の家宅に侵入する、そうして物を強奪する、こういうことを法務府の方でも知つておるはずでありますが、これはアメリカ軍隊に向つて十分なる抗議を申し込まずにおくから、あとから／＼／＼いうことが出て来ると思ふのであります。米兵の不法に対してはどういふふうな処置をとつておりますか、これを承りたい。

○大樫國務大臣　米兵の不当なる行動に對しましては、アメリカの軍事裁判

所において管轄権があるわけでありま
す。そしてただいままでのところでは、
それは、それ／＼法によりまして、先方
において処分をしておられるというふう
に相なつておるのであります。今回の
事件につきましても、原因等の詳細
は、なお取調べ中で明らかでございま
せんが、想像いたしますところでは、
はおそらくほとんど突発的なことでは
ないか。かような暴行ざたが發生い
たしますについて、言葉の行き違ひ
その他米兵の側にも、ある程度の原因
をなしたようなこともあるのではない
かと存じますが、詳細は取調べではな
いので、それらの原因を十分つまびらか
にいたしまして、將來連合軍關係に対
しまして、要望すべき事項があります
れば、政府としてもこれを要望をいた
しまして、相ともに將來の不祥事を未
然に防止するような有効な措置をとり
たい、かように存ずる次第でありま
す。

○古島委員 アメリカ兵に対する裁判
権がいずれにあるかは、法務總裁に承
らぬでも承知いたしております。アメ
リカ兵はたいへん秩序が正しいように
聞いておる。また公私の別がはなはだ
厳然としておるといふことを聞いてお
ります。たとえば軍の仕事をやつてお
る以上は、上官と下官との間において
は、その立場上非常に嚴重な敬礼をせ
ねばならぬというようなことも聞いて
おります。ところが一たびその軍務を
去つて自分の自由を散歩する、自由に
行動するといふときには、上官に対し
ても敬礼さえもせずに自由に遊べると
いうように聞いております。しからば
あのアメリカ兵は軍務に服しもしくは
軍の仕事をしておるといふ間こそは、

ほんうに軍人という立場においてやつておるのであるが、一たびびまをもらつて遊びに出るときには、これは軍の仕事ではない、自分個人の仕事でありますから、個人の立場として、日本政府においても、その人の行動等は見、その行状等は少くともこれを日本政府から通告をいたしもしくは報告をする義務があるのではないかと思うのであります。今のような場合でありまして、浅草に午前二時におつて、しかもマーケットの-highの宅にとまつたと、こういうのでありますから、おそらくはこの時分に外泊ができるというのは、軍の仕事として外泊したのではない。自分らが遊びに行つたにすぎぬのだと思います。また埼玉県に起つた強盗事件のごときも、午後十一時三十分押し込んだのでありますから、おそらくこれも軍の仕事の帰りがけにやつたとは思われぬのであります。まつたく遊びに行つたついでにやつたことと思うのであります。昨日のことは昨日のことといたして、埼玉県に起つた強盗事件のごときは、もう久しき以前であります。一箇月半も前であります。こういうことでありますから、おそらく、その通弁は強盗として処罰を受けるような立派な立場になつておる今日においては、その報告があつたはずだと思ふのであります。その報告に基いて政府はどのような処置をとつたか、アメリカの司令部なら司令部に対してどのような要求をいたしたかを承りたいのであります。もしまだ何らの報告がなく、また何らの通告をし、向うに要求しなかつたというのなら、あらためてそれをやらなければならぬと思うのであります。

が、やりますかどうかを承りたい。

○大樺國務大臣　ただいま御指摘の事件につきましては、私ただいままで報告を受けておりません。しかし非常に重大な問題であると考えますので、取急ぎ調査をいたしたい、かように存じます。

○田嶋(好)委員　私、実は押谷議員のときに出席いたしておりませんでしたので、重複するかもしれませんが、その点はあらかじめ御注意を願いたいと思います。

今米兵の立場からの質問もございましたが、最近講和談判が非常に早くなつたという報道並びに見通しをもちまして、国民とともに喜んでおります。この矢先に、秩序が非常に破壊されておりました終戦後のあの時期においてすらなかつたような事件が、ここに勃発したというのでありますから、非常に関心を持たざるを得ない現状になつたのであります。そうした意味からお尋ねをいたすのでございますが、新聞によりますと、米兵とのみ書かれておりますが、米兵にもいろ／＼な種類があるとあります。黒人兵もおれば白人兵のエヂヤ系もおれば、その他フランスや日本系というようにおると思いますが、今度の事件を起しました米兵はアメリカ人にはかわりがございます。ん。国籍はアメリカ人でございまして、人が、人種と申しますか、これはどういふ人種でありますか。

○大樺國務大臣　アメリカ人という報告を受けておりまして、それ以上ごまかい報告をまだ受取っておりません。

○田嶋(好)委員　浅草地帯と申しますと、東京でも相当風紀的に芳しくないな地区だと私たちは想像いたしております。

ますまたここは生活面におきましても東京の中央と違ひまして、特殊な生活面を持つた地帯だと考えております。この地帯に居住をいたしておりますところの朝鮮人の人数、そしてこの地帯の朝鮮人はどういふふうな生活をしてゐるのか、おわかりになりましたら……。

○大隈國務大臣　この地帯の朝鮮人の全般の調査はただいま承知いたしておりませんが、大体あの付近は朝鮮人マーケット街でございまして、朝鮮人が集団的に居住をいたしております。そうして終夜営業を常態とするような営業が多い、こういふふうでございす。

○田嶋(好)委員　最近都内にも朝鮮人を中心といたしましたいふ／＼な事件が起きております。学校の撤収にからんだ騒擾事件、こうした事件が起きておるのでありますが、先ほど總裁の押谷委員に対する質疑応答を聞いておりますと、偶発的と申されておりました。が、最近の東京のそうした騒擾事件と照し合えますと、多少そこに根柢があるのじやないかと私は想像するのであります。が、そうした計画性とかそうした行動の前兆というよりなものは全然なかつたのであります。

○大隈國務大臣　ただいままでに承知しております事件の経緯から見ますと、特に具体的な、かような事件についてのあらかじめの計画というよりなものはなかつたのではないかと、むしろこれは事件の経過から見まして、突発的、偶発的なものと想像される次第でございます。但し最近におきまして、かような事件が急に起つたというところを考へ合せますと、これらの

朝鮮人の間に反米的な機運が若干あつたろうといふことは想像できると思ひます。

○田嶋(野)委員 そのとおりです。私は確かに反米的機運が一部の朝鮮人に醸成されつつあるし、またそれが露骨に現われようとしてゐる、この動きを日本共産党の動きと切り離して考えることがどうしてもできない、私はこういふように考えてゐる一人なのであります。実は最近共産党の非合法化問題が、広川農林大臣の口を通じて出たといふので、世間的に騒々しくなつて参りました。これに對しまして外務委員会でありますとか、法務総裁が答弁されたことを新聞紙上で承つたので、その趣旨をよくわかりましたから重ねてお尋ねをいたしません、共産党の非合法化という言葉を契機にいたしました、全国的に共産党の動きが活発になつて来た。そして私、一昨日も名古屋に参りますと、名古屋全市にわたります、警官に告ぐといふようなビラを張りめぐらして、警官に對してサボタージュを強要してゐるのであります。名古屋市長は全力をあげてこれが捜査にあたつてゐるのであります、こうしたこととは多分に東京にも感ぜられることと思ひます。先ほど押谷委員が言いました朝鮮人送還事件という問題も、当然にここに關連して考えられる問題でありまして、この關連した二つのものはどうしても今の国内秩序に對するわれ／＼の考え方からはつきり切り離して考えることができません。この點に對しまして十分な対策をお立てくださいまして、お進みが願ひたいものだと思ひます。

最後に質問をいたしまして、私はた

つた一点だけお尋ねをいたします。不逞朝鮮人の送還という問題、これは相當国会でもやかましく言われた問題だと思つております。また新聞紙上でも相當やかましく唱えられて来た問題であるし、法務総裁の談話等にもそれに触れた談話がとき／＼出たのでございしますが、先ほど法務総裁は早くといふようなお言葉もありましたが、何ゆゑに今日まで當然に問題になつたこの不逞朝鮮人の送還といふことを実現されなかつたか、この點に對して法務総裁の御答弁を願ひたい。

○大橋國務大臣 これは手續上まだ關係方面と相談をいたしておりません。さうな關係はまだ実現に至つておらない次第であります。

○安部委員 田嶋委員におはかりいたしますが、先ほど申し上げました通り、三時には重要な件に關しまして閣議があるのをごいまして、明日もこの件に關しまして委員会が開会せられるのでありますから、御質問は明日まで保留をお願いいたします。また同様加藤委員に對しまして、御質問は明日まで保留をお願いいたします。

○押谷委員 出入国管理庁長官にお尋ねをいたしたいのであります、朝鮮人の外人登録をいたしておらない者に對して本国送還の処置をおとりになつてゐるようでありまして、本国送還するところまでどういふような形に對して、どういふような方法でなされるかといふこと、そして最近本国に送還をいたしました朝鮮人の数をお尋ねいたしますと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 ただいまお尋ねがございました朝鮮人の送還につきまして、その手續を最初申し上げます

と、たとえば半島方面の開港場にあらざるところからわが國に不法に入つて参りました場合に、これを現場で警察官があるいは海上保安庁等におきましてつかまえるわけでありまして、そのつかまえた者につきまして一応の取調べをいたしまして、外国人登録令違反といふことになりまして、單なる違反である、密入国だけであるといふことになりすれば、大体は起訴をいたしません、われ／＼の方に檢察庁側から引渡しをされるわけでありまして、そのほか密輸物資を持つておるといふことがございすれば、またそちらの方の刑罰と關係がございしますので、一應裁判にかかるわけでありまして、一應裁判に出入国管理庁の方に参りますときには、いづれにいたしまして、檢察庁側の一応の取調べがあつたものを引受けるわけでありまして、それを管理庁の方に置きまして、長崎県の大村に收容所がございまして、そこで護送をいたします。收容所に相當したりますと、司令部の關係方面を通じて船を用意いたしまして、現在におきましては大村から船に載せまして、朝鮮の釜山に揚げます。これはわれ／＼の所管外であります、韓国側におきましてはあらかじめ關係方面から通達を受けてまして、向うの受入れ態勢ができているわけでありまして、日本から送還いたしました者は韓国側の、ちやうど日本の厚生省に當るような省が社会部と申しまして、あるわけでありまして、そこで受入れをいたすといふかつかうになつておるわけでありまして、最近に、本年に入りましてから送還をいたしました例は、三月二日に四百八名送還をいたしました。

○押谷委員 この朝鮮人本国送還といふ仕事において、出入国管理庁において扱われる仕事は、大村から船で積み出すといふところまでの仕事ですか、あるいは向うで引渡すといふところまでおやりになるのですか。

○鈴木(一)政府委員 出入国管理庁の仕事といたしましては、船に積み込むであります。船に乗りましてからは海上保安庁の監督に移るわけでありまして、

○押谷委員 不法入国者に対する送還の処置はわかりましたが、総裁にも聞いておりました不逞な企てをする朝鮮人に対する送還につきまして、出入国管理庁において何か調査研究あるいは計画などをやつていらつしやる点がありましたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 ただいまのお尋ねに關しては、政府といたしまして研究いたしておるという程度でございまして、特にこの際申し上げることはないわけでございます。

○上村委員 關連して……三月二日に送還された四百八名という、これは大体みな不法入国という認定のもとに送られたといふことになるのですか。

○鈴木(一)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたときに、大多数のものが密入国でございまして、それを主として申し上げますが、外国人登録令と申しまして、必ず登録をしなければならぬ、たとえば日本人が戸籍を持つておりますように、外国人にも登録をさせまして居所進退を明らかにする制度ができております。この外国人登録令違反をいたしました際は、やはり密入

國でなくとも送還の対象になり得るのであります、それにつきましてはただ外国人登録証明書を持つておらなかつたといふことだけで、すぐつかまえて帰すといふことはいふのであつて、一応外国人登録令違反の事件について、裁判の判決を受けまして、体罰を受けて、相當數刑務所に收容されたといふ者について、特に送還をするといふことになつてゐるのであります、違反があれば必ず送還といふことではないのであります。先般の四百何名のうちどういふパーセンテージであつたかは今ここに資料がございせんけれども、従来の大体のパーセンテージから申しますれば、八割程度は密入國であります。

○上村委員 この強制送還に對しましては、朝鮮の、少くとも朝鮮人連盟に属した諸君は女、子供に至るまで絶対反対をしておるわけでありまして、それでは自分の國へ歸すのだからいいじやないかといふように、日本の政府当局では言つておる人があつたやうであります、が、實際は送還されると向うへ行つて大抵兵隊に持つて行くわけでありまして、はなはだしいのは何をされておるかかわらない、すなわち送還即死刑といふところまで、朝鮮の人たちは不安を持つておるのであります、が、さういふ実情について、政府は調べの上でどういふ送還といふやうなことを法律的にやつておるのでしやうか、その点を承りたい。

○鈴木(一)政府委員 韓国側におきまして、どういふ処置をいたすかといふことについては、ただいままでのところ、直接に向う側に行つて実情を見るといふやうな國際關係になつておりま

せんで、詳しい事情はただいまわかりかねますが、ただいままでにわれわれに入つております情報によりますれば、韓国側といたしまして、やはりりつぱな受入れ態勢を整えて、そして日本から送還された者については、寄るべのない者については、家を與えらるゝか、あるいは疎開させるとか、釜山におります北鮮その他からの避難民に對する施設と同じような施設を、やはり考へておるようであります。ただいまの、外国人登録令違反でないところの朝鮮人に対する送還については、どう扱うかということにつきましては、特別に聞いておられませんけれども、やはり韓国といつても、りつぱな司法制度があるようでありまして、それそれの方法によりまして、もちろん人道に反しない、人道を重んじた方法によつて処置することを確信いたしております。

○上村委員 この四百八名のうちに、北鮮系が大多数でしょうが、南鮮系、つまり韓国人民として登録しておる者があるのかどうか。それから四百八名の具体的な国籍、それから犯罪の種類、それからどういふことをやつておつたかというふうなことの調べがついておりましたら、おりましたらひとつお知らせをお願いしたいのです。

○鈴木(一)政府委員 どこに住所があるのかというふうなことは、一応調べてはございますが、ただいま手元には持つておりません。

○上村委員 それをあとにでもお調べを願つて、われ／＼にはつきりさせておいた方がいいと思うのですが、その点をお願いいたします。これで終ります。

○加藤(充)委員 朝鮮人強制送還について関連質問をいたしますが、われわれの経験では、占領軍の軍事裁判においては、最近では別ですが、しばらく前までは、判決の中に明らかに刑罰の執行後朝鮮に送還するといふ判決本文があつたものであります。日本のやり方といふものは、判決にそういうことはなくて、判決では日本の刑務所に服役して、そしてそれから後にどういふふうな認定で、送還するやうな場合が起きているのか、起きているのか、その点、承りたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 強制送還につきましては、これは行政処分でございます。すので、裁判所において送還すべしといふやうな判決にはならないのが、日本の建前でございますが、行政処分の方の強制送還といふことにつきましては、外国人登録令の第十六條にそれが書いてあるものであります。その十六條によりまして強制退去令書を発するといふ手続になつております。

○加藤(充)委員 そうすると、一応外国人登録令の十六條の根拠に基いて送還をしておる。その送還は従つて行政手続である、こう言われたやうであります。そうすると一応外国人登録令に違反するといふ形においては、前提は犯罪といふことになりませんか。

○鈴木(一)政府委員 やはり外国人登録令違反といふことになりまして、犯罪になるわけでありまして、

○加藤(充)委員 そうすると今犯罪者のうちで送還をしてゐるのは、外国人登録令十六條違反だけの者に限つておる、こう言われるわけですか。それともまた限つておるといふのは、そうい

う前提に立つて送還が可能であり、また可能だからやつておるのであるか。犯罪者といふものを前提にすれば、ただちに犯罪者全部が強制送還できるといふ建前には立つておられないのですか。

○鈴木(一)政府委員 外国人登録令違反といふことだけであります。外国人登録令に關係しない者につきましては、強制送還といふものは考えられないと思ひます。

○加藤(充)委員 政府の発表なり、あるいは關係当局の発表では、犯罪者一般がすぐに送還されるのだ、するものでもないが当局の自由であるといふやうな調子のものが多かつたのであります。そうすれば生活も何もむちゃくちゃになるので、特にそういう発言や響きが、朝鮮人にきかぬやうな重大なる関心を與えておると思ひます。ところが、今の御答弁によると、犯罪者一般ではなしに、外国人登録令十六條違反だけを送還しておるし、またそれだけが送還できるのだといふ御返答だつたと思ひます。その点、そこでお尋ねするのですけれども、外国人登録令違反の中にも、必ずしも送還にならない者、あるいは体刑、あるいは罰金刑といふやうなもの、部分的におしまひになつてゐる事例を、私も日本の裁判所の処罰の事例の中に見るのですが、そういう御關係はどういふことですか。

○鈴木(一)政府委員 登録令違反になつた者は全部送還するといふわけではないのであります。登録令違反の者に対して、その中から送還することができるといふ規定でありまして、お話の通りであります。

○加藤(充)委員 それでは二つの点を

お尋ねするのですが、そういうふうな行政認定でやつてやるというやうなことになるつてしまつと、それに心服し兼ねる事情を持つ者、原因を持つ者が多々出て来ると思ひます。私も又聞いたしますに、先ほどの言葉の中にもあつたのですが、長崎県の大村における施設の中で、強制送還を受けるために收容された者と、外部からの面会者との間のいきさつがありまして、たいへん大きな騒ぎが起つたといふやうなことを聞いておるのですが、そういうふうなことがあるかどうか。またそういうことがあるとすれば、原因は奈辺にあるか、はつきりした御答弁を願ひたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 大村で收容を受けておりました者と、收容所の当局の者との間に、多少いざこざがありまして、これは事実であります。原因はどこにあるかといふお尋ねでございますが、これはいつもそうなんです。あります。が、收容者を送還いたします日取りがきまり、船がきまつて参りますと、やはり日本に残りたいといふ連中も多数出て参りまして、何とかして残りたいといふ気持から、非常におちつきを失つて来る状態が起るわけでありまして、そういうときにたま／＼、面会時間と申しまして、朝鮮に送還される人と、わかれのあいさつに行つておる連中との面会が許されるのであります。その面会時間といふやうなものを超過したといふところから、いろ／＼いざこざが起きまして、今お話のやうな騒ぎがあつたと思ひますが、

○加藤(充)委員 そうすると、強制送還をします際に、家人との面会あるいは家人に通知あるいは着かえをする余裕なども與えずに、強制送還をされておるやうな事例を私もは事実にあつておるのですが、そういうふうなことは、どういふ根拠でなされるのですか。

○鈴木(一)政府委員 送還に際しまして、面会を拒否するやうな事例は、ただいままで聞いておらないし、また衣服その他必要がありますれば、着がえさせるといふことについて、われ／＼としましては、万般の便宜を與えておるつもりであります。もし御指摘のやうな事例がございすれば、後刻特別に承りたいと思ひます。

○加藤(充)委員 今度は避難民との關係ですが、避難民は、外国人登録令などの適用の問題と、また別個の性格を持つものだと思ひますが、避難民と外国人登録令の問題、それと送還の問題はどういふ關係を現在持つておるすか。

○鈴木(一)政府委員 ただいま避難民と言われましたのは、朝鮮動乱が起きまして、朝鮮におられないで、日本に避難をして来るという連中のことであらうと思ひますが、現在におきましては、特に避難民であるから、特別の考慮を払わなければならぬという段階には至つていないのであります。その扱いに關しましては、外国人登録令一本で参つておるもので、特別に便宜を與えるといふことにつきましては、現在のところ、特に申し上げる点はないのであります。

○加藤(充)委員 避難のことと同時に、人間としての住居の自由といふすか、これは世界人権宣言の中に明らかに規定されてゐるところなのであり

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。避難民でありますから、もちろん登録令に基づく手続などはいたしておりませんけれども、大きく日本あるいは日本が国際生活、世界生活の關係の中に入つて行きますために、こういうようなものをただ外国人登録令十六條違反という形で一括に取扱つてゐるという事は、政策的にも、また世界人権宣言というようなものの中に規定されてゐる關係から見ても、これは法律の拘束はなくても、多少法的なものとして、重要な影響なり、立場を日本人は持ちますし、その立場に立つものだと私も思いますが、先ほどの大村の收容所で問題を起した連中、あるいは三月二日に送還された四百八名の中には、いわゆる外国人登録令というやうな關係がなしに、實質的に避難民であるという実体を備えた者が多数あつたのではなかつたのですか。

○鈴木(一)政府委員 この四百何名かの中には、避難民と呼べるべき、特別にそういう旗じるしで入つて来た者は、それほど多くはなかつたと存じます。ただつけ加えて申し上げますが、現在におきましては、わが国に独自で考えるべき権限がございませぬので、現在の出入國の關係におきましては、一切の人は日本に出入りしてはならぬという司令部の命令によつてやつておるのであります。その間に、避難民であるかどうかというやうな、日本の歴史というか、長い目を見た、大きな方策から割り出された施策というものを、ここに織り込む余地がないことを遺憾に思いますが、韓国におきましても、避難民といふことも國外には出さない、今韓国はあつて戦わなければいけないという意味で、この際避難民として

日本に逃げておるような者は、むしろ韓国を裏切る者であるというやうなところまで、韓国側としてはやつておるのであります。それやこれやを考えますれば、避難民はいつても来いという態勢をわが国でとることは、現在適當ではないのではないかと思います。

○加藤(充)委員 韓国の憲法はどうなつておるか分かりませんが、北朝鮮系だ、韓国系だというやうな、ややイデオロギイ的なもの、思想的なものを持たずして、ただ戦争はかなわぬ、被害が多くて生活の基礎を失つてしまつたというやうな者が、日本へ万難を排して逃げ込んで来たというやうな者までが、やはり今おつしやられたやうに、戦争をしなればだめなんだというところで、また元の戦場へ送り返されてゐるの、いわゆる強制送還の態なんです。

○鈴木(一)政府委員 ただいままで、特に避難民として入りました者は、それほど多い数ではないのであります。なおこれはわれ／＼の方で得た情報であります。韓国の避難民というもののつきまはしては、國際連合の方で積極的な援助をいたしておりました。朝鮮において相當の物資を與へますとか、日本で引受けないうことで、國に相當の援助をするという事で、國連側としては大いに張り切つて現在やつておられるやうなことであります。

○加藤(充)委員 そうすると、先ほど言つた行政認定というやうなことで、これとこれは登録令違反だけれども送還しない、あるいはこれとこれは送還するというやうな事柄についても、認定とあなたは言われたけれども、認定のいわゆる自主性というものが無いのではないか、それで最後のお言葉のやうに、どうしても自主性がなくて、そういう一般の、朝鮮の戦争の状態だからぜひともみな帰さなければならぬというやうな意味で、そうしてまた帰す時期あるいは帰すのについての責任というやうなものについても、日本では、あなたのところではいわゆる自主的というものが無いのですか。

○鈴木(一)政府委員 強制送還、強制退去の命令を出しますのは、先ほども申し上げたやうに、外国人登録令第十六條でございしますが、これにはこういうふうに書いておるのであります。第三條の規定に違反して本邦に入つた者、これはいわゆる密入國であります。だまつて入つて来た者であります。それから「第十三條に掲げる罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた者」これが先ほど申しました外国人登録令違反、いろいろ／＼な手續を怠つたというやうな状況であります。これに違反して禁錮以上の刑に処せられた、そういう者に対して退去強制をすることができるといふ段階になつておるのであります。この範圍内においての自主性は持つてゐるのであります。

○安部委員長 加藤君にお話いたしました。明日も本件に關しましては質問を續行するのであります。大橋法務總裁も出席されるのでありますからして、保留していただかせんか。

○加藤(充)委員 いま一点だけ、時間をとりますからお願いいたします。いろいろ御答弁になつて今の段階でも明らかになつたのですが、そうすると先ほどから問題になつてゐる朝鮮人の強制

送還の手續を研究だと言われておりますが、その研究の目的というやうなもの、結局朝鮮人は一人残らず朝鮮における、あの地域における戦争の中における戦争を遂行するために有害である立場で判断したものは、なるべくそれをオミットして行く、これは抹殺してしまふ、除外して行くというやうなために、やはり朝鮮戦争遂行のために、外国人送還の手續がいろいろ／＼研究されてゐる。それ以外にどうも今の質疑応答の中に目的というものがはつきりしなくなつたのですが、そういうことにお聞きしたいのでしようか。

○鈴木(一)政府委員 強制送還の問題はもつぱら日韓の融和と申しますか、國際關係を親善にして行きたいといふところから考えられておるものだと思います。

○加藤(充)委員 それでは避難民としての取扱ひなどについては、先ほど言つたやうに自主性がなければならぬとおられることではないか、もつとおおらかに世界人権宣言の線に沿つて取扱ひすべきだ。そこを避難民をどうぞん願ひを起しても大村にやつて送り返すというやうなことは、御答弁の趣旨が徹底しないと思ふのですが、そういう点についてはききようは質問はやめますが、ぜひそういうのはからいやるべきだという意見だけを述べておきます。

○安部委員長 この際本件に關する参考人招致に關する件についてお話しします。先刻押谷委員からも御要求があつたのであります。本件調査の必要から、その捜査その他に關しまし

て警視總監田中榮一君及び警視庁刑事部長古屋亨君を参考人として明日午後一時本委員会に出席を求めたいと思ふのであります。そうしてその実情を聴取したいのであります。このやうにとりかはらうことに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○安部委員長 御異議がなければ、さう決定いたします。

○安部委員長 次に不動産登記法等の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告がありますから順次これを許します。田嶋好文君。

○田嶋(好)委員 不動産登記法の改正に當りまして、備えつけの帳簿の問題で相當疑いはさめばはさまれるやうな氣持がするのであります。と申しますのは、従来の帳簿でございまして、製本された本のごとき形になつておりました。これを破りるとか、それから改竄するといふやうな面は、相當その發覚が早く、至難ではないかと想像されるのであります。新しくつくられるところの帳簿というものは簡単にとりはずしができる形になつてゐるのであります。これに對しましてどんな御見解をお持ちでございませうか。もう一つはこれをやうした危険から防ぐ方法として、何か特殊なお考えをお持ちでありますか何つておきたい。

○村上政府委員 登記簿をバインダー式の様式に改めることにつきましては、ただいま御指摘のやうに用紙が帳簿から不用意に脱落する、簡単にたれでも用紙をとりはずすことができるということでは、帳簿の信用保持をいた

す上から好ましくないことはもちろんでありますので、この点につきまして私どもも十分研究いたしましたわけでありますが、バインダーの開閉をいたしま

す装置にがきをつくりまして、それをあけるかきは登記官吏が自己の責において行う。新しく用紙を差入れたたり、あるいは登記用紙を登記簿から抜きとるときは、必ず登記官吏がそのかきをあけてやる。閲覧その他の際にたれでもそれを自由に開くことができないようにいたしたいと思ひます。なお用紙がばら／＼になつておりますといひます、また脱落の危険もありますので、とめ金で根元の方を押えまして固定しておく装置もいたすつもりであります。なお各登記用紙の第一葉の表面欄外に番号を印刷しておきまして、ある不動産の登記用紙が三枚目のところにあれば三のところに登記官吏が捺印して、一枚ふえて四になれば四のところに捺印するというようにして、万一一枚が脱落するということになればただちに発見できるような装置も考へておる次第であります。

なお登記官吏自身がこの登記簿について不正をするようなおそれはないかという点であります。これは現在とてもし登記官吏が故意に登記簿を改竄したり、不正の登記をしたりするつもりならばできるわけでもありますけれども、従来登記官吏が登記簿自体に対してそのような不正をした例はほとんどないのであります。当事者には登記済み証も渡しておりますし、謄本も出ております。また申請書受付帳その他の補助帳簿もございますので、さうな心配はないものと考えております。

○田嶋(好)委員　それでよくわかりましたが、従来の帳簿をバインダー式に改めた後の帳簿の特色、とうしたものはどういふことになりますか。

○村上政府委員　現在の登記簿は、御承知のように、一個の不動産について一登記用紙を用いるわけでありまして、一登記用紙は三枚一組になつておりまして、これを約五十組を一冊の帳簿につづつておるわけでありまして、従いまして、未登記の不動産につきまして、新たに登記すべき場合に、登記の申請が出ました順序に従つて登記して参りますので、ある不動産について、たとえば所有権に関する登記事項が非常に多くなりますと、その登記簿には記入ができないわけでありまして、別の登記簿を持つて参りまして、そのあたるところへ續けて記入して行くといふので、一個の不動産登記について何冊もの登記簿にわたつて記載されてゐる例が非常に多いのであります。そういういたしますと、登記簿を閲覧するにいたしましたし、幾つもの登記簿を取出して調べなければならぬというよう

な不便があります。登記所の事務能率化の点から考えまして、また閲覧その他の必要の際における関係人の利便という点から考えましても、このバインダーに改めることによりまして、一個の不動産に関する登記が、すべて一篇所に集められていてという方がはるかに能率的なのであります。また先ほど申しましたような、現在の登記簿の組織からいたしまして、常に三枚ずつの登記用紙をつづつてあります関係上、記入されない登記用紙も登記簿の中に入たくさんあるわけであります。たとえ抵当権の設定、その他所有権以外

の登記事項がない不動産につきましては、乙区事項欄と申しておりますが、三枚目の登記用紙は用はないわけであります。これが所有権に関する登記事

項は、別の欄に記載されます結果、所有権の用紙だけが多数必要で、抵当権の用紙は必要でないという場合にも、常にその三枚一組の用紙がとじられておるわけでありまして、登記簿の数もますます／＼龐大になつて参りますし、登記所における登記簿の保管その他に遺憾な点を生ずるおそれがありますので、かようなバインダー式に改めたいと考えております。

○田嶋(好)委員　よくわかりました。もしお手元にでもこのバインダー式の登記簿の見本がございましたら、ひとつお見せ願います。

○安部委員長　ここに見本がありますから、委員の方はごらんください。ほかに御質疑ございませんか。——御質疑ないようでありますから、本案はこの程度にとどめておきます。

○安部委員長　次に商法の一部を改正

○押谷委員　商法の一部を改正する法律施行法案につきまして、お尋ねをいたしたいと思ひます。その第一点は、この施行法案の第一條に「この法律で、「新法」とは、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）による改正後の商法をいい」とありましたが、この「改正後の商法」ということ

こに年号及び法律番号が書いてないの
であります、これはこのままでいい
のか、あるいは法律第四十八号をさし
ておろすと思うのでありますが、そうい

うことを入れないのですか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○影山政府委員　ただいま御質問の点でありますが、改正後の商法と申しまして、特に年号、法律番号等を入れませんでしたのは、商法の一部を改正する法律のそこに言う商法というのが明治三十二年法律四十八号の商法をささしております関係上、ここに特に改正後の商法というのに法律番号、年号を入れなくてもわかるのではないかと考えましたために、ここに入れておりません。この法律の附則の四項であります、特にそこには「商法（明治三十二年法律第四十八号）」を書きましたのは、この以前に公布になりました商法によつて設立した合資会社が問題になりますから、一応念のために法律番号を入れたわけでございます。

○押谷委員　この法案の十七條の三項であります「前二項の規定は、ある種の株式の譲渡に限り適用する」とあるが、

種類の株主の総会に準用する。」とある種類の株主」とあるのでありますが、それはどういう意味でありますか。何をさしてあるか。旧法百四十三條に対応するのであるかどうかをお尋ねしたいと思ひます。

○影山政府委員　商法では数種類の株式を発行しております場合において、そのうちのある種類の株主に何か不利益を及ぼすような決議がある場合には、そのある種類の株主だけの総会を必要とするということになつております關係上、そういうある種類の株主の総会にこの十七條の一項及び二項の規

○押谷委員 この法案の十八條の關係におきまして、新法の二百四十五條の

二でありますが、この二百四十五條の「要領」というのは何を意味しておりますか。

○影山政府委員　二百四十五條第二項の「前項ノ行為ノ要領」とございますのは、「營業ノ全部又ハ重要ナル一部ノ譲渡」といつたような二百四十五條一項に定めます事項を決議いたします場合には、その次の條文の二百四十五條ノ二にございますように、これに反対する株主は、会社に対して特株を買ひ取つてくれという請求ができることになつております。そういう権利の行使の便宜を考えまして、そういう營業上の行為の要領をあらかじめ通知及び公告に記載させるという趣旨でございます。従ひまして要領と申しますのは、二百四十五條一項の「營業ノ全部又ハ一部ノ譲渡」一項の二号の「營業全部ノ賃貸、其ノ經營の委任」というような事項の要領でございます。

○**拓谷委員** この施行法案の十八條でありますが、こゝで招集を早く出してゐる場合におきましては、この要領は記載しなくてもいいことになるわけなんですが、そうすると、この通知を受けたときには、要領がわからない株主がいると言わなければならぬのだが、こういう要領を知らない状況におきまして、株主は買取り請求をするという形になつて来るのであります。

○**影山政府委員** その点は、ちやうどこの總會、ここに規定しております場合は、経過的に新法に先だつて通知が發せられた。その決議をするのは新法

施行後であるというような場合を考え
ておりますので、もと／＼株主の利益
のために認められました株式買取り請
求権、その通知にたま／＼行為の要領
が記載されていないために、その總會
が不適法となつて、株主はこの買取り
請求権を行使できないというの是不合
理ではないかというふうに考えました
ために、株主が行使しようと思えば、
そういう株主の利益保護のための規定
でありますから、株主がそれにもかか
わらず行使しようという場合には行使
できるように考えまして、この十八條
の規定を設けたわけでございます。

○押谷委員 この二十一條の代表關係
についてありますが、新法によりま
して、取締役会は代表取締役をきめな
ければならぬことになつてゐるが、も
し代表取締役をきめなかつたというよ
うな場合におきましては、制裁規定も
ないようでありますが、どうでありま
すか。

○影山政府委員 代表取締役の制度
は、新法におきましては必要の機關で
ございまして、これをきめないと、
第一登記の記載事項となつております
ので、登記ができない。それから實際
において会社が動かないかと思いま
す。

○押谷委員 この代表取締役が数名あ
る場合におきましては、その代表の原
則であります。これは各自代表、こ
う考えもいゝわけでありまして、
○影山政府委員 さように解していい
と思ひます。

○押谷委員 この施行法二十一條であ
りますが、旧法によつて会社を代表す
る権限を有する取締役、こういうのは
旧法に現われている全部の取締役――

代表取締役全部を含んでゐると解釈す
べきでありますか。

○影山政府委員 旧法によつて特に数
人の取締役が共同するとか、あるいは
特別に代表取締役を定めない場合には
旧法の原則によりまして、全員が各自
会社を代表するということになりま
す。この二十一條一項は、そういう場
合に、その各自代表の取締役を、それ
ぞれ新法の代表取締役というふうにみ
なしたわけでございます。

○押谷委員 この二十一條の二項に
「取締役が共同して会社を代表すべき
ことを定めた場合には、その定は」云
云と規定されておりますが、この旧法
にありますが取締役と支配人とが共同
して会社を代表する場合、かような場
合は、どういふように解釈するのであ
りますか。

○影山政府委員 取締役と支配人と共
同して会社を代表いたしますといふ
混合代表と言われておりますものは、
新法上は認められないことになりま
すので、その混合代表――これは非常
に数も少いかと思ひますが、そういう定
款の定めは、新法施行の日から効力を
失ふということになると思ひます。

○押谷委員 もう少し質問したいので
すが、爾後の質問は次の機会に譲りま
す。

○安部委員長 ほかに御質問ありませ
んか。――御質問がなければ、本三案
に対する質疑は、本日はこの程度にと
どめます。

本日はこの程度において散会いたし
ます。次会は明二十三日午後一時より
開会いたします。

午後四時二分散会

〔参照〕
裁判所職員定員法案(内閣提出、参議
院送付)に関する報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関
する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)に関する報
告書

裁判所法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)に関する報
告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年四月十一日印刷

昭和二十六年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所